

スポーツ少年団認定員の移行について

● スポーツ少年団認定員に関する令和5(2023)年度までの移行期間の措置

➡ スポーツ少年団認定員の方（JSPO公認スポーツリーダーに加え、他のJSPO公認スポーツ指導者資格を保有されている方を除く）は、**令和5(2023)年度のスポーツ少年団登録まで、資格を移行せずに、JSPO公認スポーツリーダーの資格をもって「指導者」としてスポーツ少年団に登録することが可能です。**

※令和6(2024)年度以降も、継続して「指導者」としてスポーツ少年団に登録し、活動される場合には、令和5(2023)年度までに「JSPO公認コーチングアシスタント」に資格を移行することが必要となります。また、資格の移行については、別途ご案内します（令和2年4月頃予定）。

※「JSPO公認コーチングアシスタント」への資格移行は、移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続きを行うことで完了します。その際は、他の公認スポーツ指導者資格と同様に、資格登録料（10,000円／4年）に加え、初期登録手数料として3,000円を別途納入することとなります。

<2019年度スポーツ少年団認定員の「指導者」登録の整理>

※スポーツ少年団に「指導者」として登録できる期間をお示ししています。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	
	<移行期間>					
スポーツリーダー	➡					
コーチングアシスタント	➡					➡